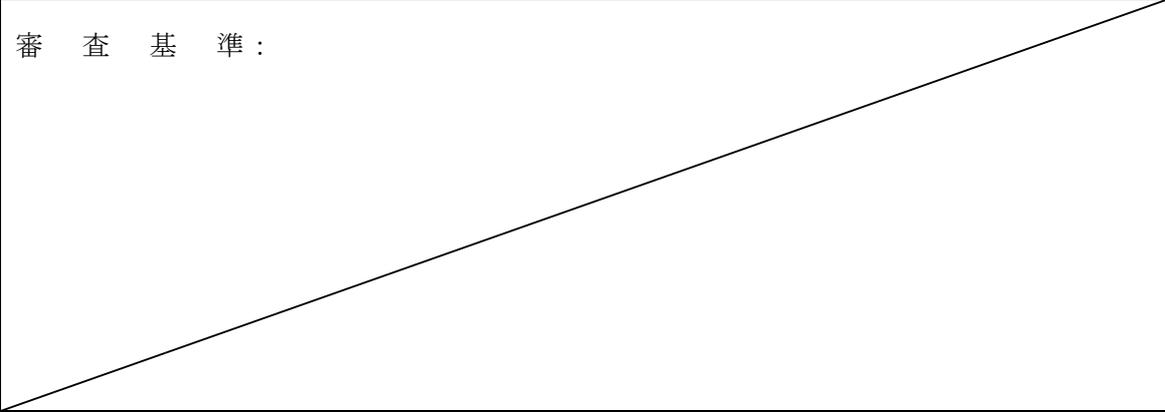


審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法令の定め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準： 
標準処理期間：1日以内
申 請 先：申請書は、その交付を受けた警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第三係（078-341-7441 内線3414）
備 考：